

福井県報

第 119 号
令和 2 年
11月10日(火)
火曜日発行

目次

(※は、県例規集登載事項)

規則

※食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則(五一・医薬食品・衛生課)……………一

※浄化槽法施行細則の一部を改正する規則(五二・同)……………七

告示

○橋梁上部工事(仮称)梅浦五号橋 二一六一六の請負契約に係る一般競争入札に

参加する者に必要な資格(三八八・土木管理課)……………八

○橋梁上部工事(仮称)梅浦五号橋 二一七一一六の請負契約に係る一般競争入札に

参加する者に必要な資格(三八九・土木管理課)……………九

公告

○指定管理者の募集(スポーツ課)……………一一

○令和二年度狩猟免許試験の実施(自然環境課)……………一一

○政府調達に関する協定の適用を受ける競争入札に係る一般競争入札の実施(会計

課)……………一三

教育委員会告示

○令和三年度福井県立高等学校入学者選抜実施要項(全日制の課程および定時制の

課程)、令和三年度福井県立道守高等学校通信制の課程入学者選抜実施要項、令

和三年度連携型中高一貫教育校入学者選抜実施要項、令和三年度福井県立高等学

校入学者選抜のための学力検査等実施要項(全日制の課程および定時制の課程)

ならびに令和三年度福井県立特別支援学校の幼稚部および高等部の入学者選考実

施要項(一四・高校教育課)……………一五

選挙管理委員会告示

○政治団体の設立の届出(六七)……………一五

○政治団体の届出事項の異動に係る届出(六八)……………一六

○政治団体の解散の届出(六九)……………一七

※公職選挙法事務規程の一部を改正する告示(七〇)……………一八

規則

食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十一月十日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第五十一号

食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第一条 食品衛生法施行細則(昭和四十五年福井県規則第一号)の一部を次のように改正

する。

様式第三号を次のように改める。

福井県知事 様

年 月 日

郵便番号
住所
電話番号
フリガナ
氏名年 月 日 生
①〔法人にあつては、法人の名称、主たる
事務所の所在地および代表者の氏名〕

営業許可申請書(新・継続)

食品衛生法第52条第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業所の所在地	電話番号		
営業所の名称等	施設の配置図 別紙のとおり (主要機械、器具、給水設備および便所を必ず記載すること)		
営業設備の概要	使用水の種類(自家水の場合は、水質検査成績書添付)		
食品衛生責任者の 氏名・資格・番号	申請の目的(新設、改築等)		
許可番号およびその年月日	営業	業	の
1			種
2			類
3			備
4			考
5			
申請者の 欠格事項	(1) 食品衛生法またはこの法律に基づく処分違反して刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しないこと。 (2) 食品衛生法第55条第1項または第56条の規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しないこと。		

備考

- 申請者(申請者が法人であるときは、その代表者)が自署する場合には、押印が不要です。
- 許可番号およびその年月日を記載してください。
- 申請者の欠格事項の欄には、該当する事実(法人にあつてはその業務を行う役員に係る事実を含む。)がないときは「なし」と記載し、あるときはその内容を記載すること。
- 新規の許可の申請の場合は、次のとおりとってください。
 - 法人にあつては、法人の登記事項証明書を添付してください。
 - 特殊な製品を製造するときは、原料品分量表および製造方法の概要を添付してください。
 - 食品衛生責任者が有資格者であるときは、その免許証等を提示してください。
 - 短期間の営業であるときは、申請の目的の欄に営業期間を併せて記入してください。
 - 法第52条第1項の規定による営業の許可を受けた者から当該営業を譲り受けた者が申請する場合において、営業設備の配置図および営業設備の概要欄について変更がないときは、当該図面の添付および当該欄への記載を省略することができます。
 - 備考5の規定に基づき添付および記載を省略する場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付するかまたは欄外に事業譲渡の事実を記載し譲渡人が署名してください。

様式第四号中「戸籍の謄本」や「戸籍謄本または法定相続情報一覧図の写し」による。

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第二条 公衆浴場法施行細則(昭和二十四年福井県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。
様式第一号備考に次のように加える。

- 3 浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者が申請する場合にあつては、3から5までおよび7に掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。
- 4 浴場業を営む者から当該浴場業を譲り受けた者が申請する場合において、営業施設の構造設備に変更がないときは、添付書類2から4までに掲げる書類または図面の添付を省略することができる。
- 5 備考3または4の規定に基づき記載または添付を省略する場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付するかまたは申請書に事業譲渡の事実を記載し譲渡人が署名すること。

様式第二号中「戸籍謄本」の次に「または法定相続情報一覧図の写し」を加える。

(旅館業法施行細則の一部改正)

第三条 旅館業法施行細則(昭和三十三年福井県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「営業の施設」の次に「回線設備を次のように定める。

備考

- 1 申請者(申請者が法人であるときは、その代表者)が自署する場合には、押印が不要である。
- 2 旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた者が申請する場合にあつては、3から5まで、7および8に掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。
- 3 旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けた者が申請する場合において、営業施設の構造設備に変更がないときは、添付書類2から4までに掲げる書類または図面の添付を省略することができる。
- 4 備考2または3の規定に基づき記載または添付を省略する場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付するかまたは申請書に事業譲渡の事実を記載し譲渡人が署名すること。

様式第四号中「戸籍謄本」の次に「または法定相続情報一覧図の写し」を加える。

(理容師法施行細則の一部改正)

第四条 理容師法施行細則(昭和三十三年福井県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

様式第四号(注)の次に定める。

- 5 理容所の開設者から当該営業を譲り受けた者が申請する場合にあつては、管理理容師欄、理容師欄およびその他の従業員欄のうち変更がない事項の記載を省略することができる。
- 6 理容所の開設者から当該営業を譲り受けた者が申請する場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類または図面の添付を省略することができる。
 - (1) 理容所の構造設備に変更がない場合 添付書類1および2に掲げる書類または図面
 - (2) 管理理容師に変更がない場合 添付書類3に掲げる書類
 - (3) 理容師についての結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に変更がない場合 添付書類4に掲げる書類
- 7 (注) 5または6の規定に基づき記載または添付を省略する場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付するかまたは欄外に事業譲渡

の事実を記載し譲渡人が署名すること。

様式第7号中「戸籍の謄本」や「戸籍謄本または法定相続情報一覧図の写し」に定める。

(美容師法施行規則の一部改正)

第五条 美容師法施行規則(昭和三十三年厚生省規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

様式第4号(2)の4の2を定める。

5 美容所の開設者から当該営業を譲り受けた者が申請する場合にあつては、管理美容師欄、美容師欄およびその他の従業員欄のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

6 美容所の開設者から当該営業を譲り受けた者が申請する場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類または図面の添付を省略することができる。

(1) 美容所の構造設備に変更がない場合 添付書類1および2に掲げる書類または図面

(2) 管理美容師に変更がない場合 添付書類3に掲げる書類

(3) 美容師についての結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に変更がない場合 添付書類4に掲げる書類

7 (注) 5または6の規定に基づき記載または添付を省略する場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付するかまたは欄外に事業譲渡の事実を記載し譲渡人が署名すること。

様式第7号中「戸籍の謄本」や「戸籍謄本または法定相続情報一覧図の写し」に定める。

(クリーニング業法施行規則の一部改正)

第六条 クリーニング業法施行規則(昭和四十八年福井県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号備考2を次のように定める。

2 この届出書には、次に掲げる書類または図面を添付すること。

(1) 法人にあつては、法人の登記事項証明書

(2) クリーニング所の周囲100メートル四方の見取図

様式第一号中備考2を次のように定める。 備考4を備考2の4の2として定める。

5 クリーニング所の営業者から当該営業を譲り受けた者が申請する場合にあつては、区分欄ならびに添付1および添付2の様式による記載事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

6 クリーニング所の営業者から当該営業を譲り受けた者が申請する場合において、営業施設の構造設備に変更がないときは、備考2(2)に掲げる図面の添付を省略することができる。

7 備考5または6の規定に基づき記載または添付を省略する場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付するかまたは欄外に事業譲渡の事実を記載し譲渡人が署名すること。

様式第7号(2)中「次に掲げる書類」の4の2「または図面」を「4の2」及び「図面」の4の2として定める。

3 クリーニング師の免許を有しない者は、免許年月日欄および免許証番号欄に斜線を引くこと。また、研修および講習を受講していない者は、研修・講習最新受講履歴欄に斜線を引くこと。

4 無店舗取次店の営業者から当該営業を譲り受けた者が申請する場合にあつては、営業区域欄、業務用の車両の構造の概要欄、従事者欄および法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱い欄のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

5 無店舗取次店の営業者から当該営業を譲り受けた者が申請する場合において、業務用の車両に変更がないときにあつては備考2(2)に掲げる書類、業務用の

車面の保管場所に変更がないときにあつては備考2(3)に掲げる図面の添付を省略することができる。
 6 備考4または5の規定に基づき記載または添付を省略する場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付するかまたは欄外に事業譲渡の事実を記載し譲渡人が署名すること。
 様式第七号中「戸籍の謄本」を「戸籍謄本または法定相続情報一覧図の写し」に改める。
 (興行場法施行細則の一部改正)
 第七条 興行場法施行細則(昭和五十九年福井県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(興行場営業の許可の申請)</p> <p>第一条 興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号。以下「法」という。)第二条第一項の規定により許可を受けようとする者は、興行場営業許可申請書(様式第一号)に、次に掲げる図面および書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、興行場を営む者が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、営業施設の構造設備に変更がない場合に限り、第一号から第三号までに掲げる図面および書類の添付を省略することができる。 一 五 (略)</p> <p>六 ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類</p> <p>2 (略)</p> <p>(承継の届出)</p> <p>第二条 法第二条の二第二項の規定により相続による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、興行場営業相続承継届出書(様式第二号)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。 一 戸籍謄本または不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し</p> <p>二 (略)</p>	<p>(興行場営業の許可の申請)</p> <p>第一条 興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号。以下「法」という。)第二条第一項の規定により許可を受けようとする者は、興行場営業許可申請書(様式第一号)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。 一 五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(承継の届出)</p> <p>第二条 法第二条の二第二項の規定により相続による営業者の地位の承継の届出をしようとする者は、興行場営業相続承継届出書(様式第二号)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。 一 戸籍謄本</p> <p>二 (略)</p>

様式第一号備考を次のように改める。

備考

- 1 申請者(申請者が法人であるときは、その代表者)が自署する場合には、押印が不要である。
- 2 興行場を営む者から当該興行場営業を譲り受けた者が申請する場合にあつては、3から5まで、7および8に掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。
- 3 備考2の規定に基づき記載を省略する場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付するかまたは申請書に事業譲渡の事実を記載し譲渡人が署名すること。

(福井県食品衛生条例施行規則の一部改正)
 第八条 福井県食品衛生条例施行規則(平成二年福井県規則第五号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

<p>(許可および登録の申請) 第二条 条例第二条第一項の許可の申請は、営業許可申請書(様式第一号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、条例第二条第一項の許可を受けた営業者が当該営業を譲渡したとき、当該営業を譲り受けた者は、第二号に掲げる事項に変更がない場合において、同号に掲げる書類の添付を省略することができる。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 ただし書の規定の適用を受ける場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類</p> <p>二 六 (略)</p> <p>(地位の承継の届出) 第六条 条例第八条の二第二項の規定による届出は、営業許可(登録)承継届(様式第六号の二)に、相続にあつては第一号および第二号に掲げる書類を、合併にあつては第三号に掲げる書類を、分割にあつては第四号に掲げる書類を添えて行うものとする。</p> <p>一 戸籍謄本または不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し</p> <p>二 四 (略)</p>	<p>(許可および登録の申請) 第二条 条例第二条第一項の許可の申請は、営業許可申請書(様式第一号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>二 六 (略)</p> <p>(地位の承継の届出) 第六条 条例第八条の二第二項の規定による届出は、営業許可(登録)承継届(様式第六号の二)に、相続にあつては第一号および第二号に掲げる書類を、合併にあつては第三号に掲げる書類を、分割にあつては第四号に掲げる書類を添えて行うものとする。</p> <p>一 戸籍謄本</p> <p>二 四 (略)</p>
--	--

様式第一号備考に次のように加える。

7 条例第2条第2項の許可を受けた営業業者から当該営業を譲り受けた者が申請する場合において、添付書類Iに掲げる書類に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

8 備考7の規定に基づき添付を省略する場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付するかまたは備考欄に事業譲渡の事実を記載し譲渡人が署名すること。

様式第六号の二備考二(1)を次のように改める。

- (1) 相続の場合
 - ア 戸籍謄本または法定相続情報一覧図の写し
 - イ 相続人が2人以上の場合において、その全員の同意により許可・登録営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。
(様式に関する経過措置)

2 この規則による改正前の食品衛生法施行細則、公衆浴場法施行細則、旅館業法施行細則、理容師法施行細則、美容師法施行細則、クリーニング業法施行細則、興行場法施行細則および福井県食品衛生条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十一月十日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第五十二号

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

浄化槽法施行細則(昭和六十年福井県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

<p>(提出書類の部数および経由)</p> <p>第二条 法の規定により知事に提出する書類および前条の書類は、次の表の上欄に掲げる提出書類の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める部数とし、同表の下欄に定める保健所長を経由するものとする。</p>		<p>(提出書類の部数および経由)</p> <p>第二条 法の規定により知事に提出する書類および前条の書類は、次の表の上欄に掲げる提出書類の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める部数とし、同表の下欄に定める保健所長を経由するものとする。</p>	
提出書類	部数	提出書類	部数
浄化槽工場の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令(昭和六十年厚生省令・建設省令第一号)第三条および第四条の届出書および添付書類	二部	浄化槽工場の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令(昭和六十年厚生省令・建設省令第一号)第三条および第四条の届出書および添付書類	二部
浄化槽使用開始報告書		浄化槽使用開始報告書	
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>当該浄化槽の所在地を所管する保健所長</p>		<p>当該浄化槽の所在地を所管する保健所長</p>	

附則

この規則は、公布の日から施行する。

招 示

福井県告示第388号

橋梁上部工事（仮称）梅浦5号橋 2-6-6の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和2年11月10日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名
橋梁上部工事（仮称）梅浦5号橋 2-6-6
- (2) 工事場所
一般国道365号
福井県丹生郡越前町梅浦
- (3) 工事概要
橋梁上部工（鋼橋製作・架設） 1式（4径間連続鋼桁橋）
橋長 102.3m
幅員 8.5m

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者
特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

- (1) この工事を共同して請け負うことを目的として、2の建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。ただし、当該共同企業体のうち代表者以外の構成員については福井県内に主たる営業所（法第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。）を有する者であること。
- (2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について鋼構造物工事A等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている

者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づき競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づき指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であつて、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であつて、この工事に関する入札公告において定める基準を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者が次に掲げる要件のすべてを満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大であること。

イ この工事に関する入札公告において定める工事实績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項

の規定による通知に係る文書をいう。)の写し(令和元・2年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査(再審査を含む。))において用いたものに限る。)

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職人名簿

(2) 申請書等(3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。)の交付期間等

ア 交付期間

令和2年11月10日(火)から同年11月30日(月)まで(福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県丹生郡越前町気比庄3-17

福井県丹南土木事務所鯖江丹生土木部総務課

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送(民間事業者を含む。以下同じ。)または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならぬ。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等の入札に参加するのにおさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格お

よび格付けにあってはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室

電話番号 0776-20-0470

福井県告示第389号

橋梁上部工事(仮称)梅浦5号橋 2-7-6の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等(平成10年福井県告示第749号)の規定は適用せず、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和2年11月10日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

橋梁上部工事(仮称)梅浦5号橋 2-7-6

(2) 工事場所

一般国道365号

福井県丹生郡越前町梅浦

(3) 工事概要

橋梁上部工(鋼橋製作・架設) 1式(4径間連続鋼桁橋)

橋長 86.7m

幅員 8.5~10.0m

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「特定建設工事入札参加資格」という。)の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目的として、2の建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。)により結成された共同企業体であること。ただし、当該共同企業体のうち代表者以外の構成員については福井県内に主たる営業所(法第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。)を有する者であること。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について鋼構造物工事A等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づき競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。
- ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。
- エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。
- オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づき指名停止または指名除外期間中でないこと。
- カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。
- キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であつて、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。
- ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であつて、この工事に関する入札公告において定める基準を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。
- (3) 共同企業体の構成員の代表者が次に掲げる要件のすべてを満たしている者であること。
- ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大であること。
- イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。
- 3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続
特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

- (1) 提出書類
- ア 申請書
- イ 経営規模等総括表
- ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書という。）の写し（令和元・2年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）
- エ 共同企業体協定書
- オ 工事経歴書
- カ 技術職員名簿
- (2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等
- ア 交付期間
令和2年11月10日（火）から同年11月30日（月）まで（福井県の休日を含める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで
- イ 交付場所
福井県丹生郡越前町気比庄3-17
福井県丹南土木事務所鯖江丹生土木部総務課
- (3) 申請書等の提出期間等
- ア 提出期間
申請書等の交付期間と同じとする。
- イ 提出場所
申請書等の交付場所と同じとする。
- ウ 提出方法
郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。
なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。
- エ 提出部数
正本1部および副本1部
- 4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定
特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。
なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づき指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等こ

の入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあつてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室

電話番号 0776-20-0470

公 告

福井県立体育施設の設置および管理に関する条例（昭和48年福井県条例第6号）第6条第1項の規定に基づき、福井県立アーチェリーセンター（以下「アーチェリーセンター」という。）および福井県立クラライミングセンター（以下「クラライミングセンター」という。）の管理を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者を募集する。

令和2年11月10日

福井県知事 杉本 達治

1 指定管理者に管理を行わせる施設

(1) 施設名

福井県立アーチェリーセンター

福井県立クラライミングセンター

(2) 所在地

福井県福井市合谷町1-5

2 指定管理者の業務の範囲

- アーチェリーセンターおよびクラライミングセンターの施設等の利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務
- アーチェリーセンターおよびクラライミングセンターの利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務
- アーチェリーセンターおよびクラライミングセンターの維持管理に関する業務
- アーチェリーおよびクラライミングについての指導および助言に関する業務
- 前4号に掲げるもののほか、アーチェリーセンターおよびクラライミングセンターの管理に関し知事が必要と認める業務

3 指定する期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

4 申請書類の提出

(1) 提出期間

令和2年11月10日（火）から令和2年12月10日（木）（土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日を除く。）までの午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

福井市大手3丁目17-1

福井県交流文化部スポーツ課

(3) 提出部数

正本1部および副本1部

5 その他

(1) 募集要項等の交付

募集要項および仕様書等の交付は、次のとおり行う。

ア 交付場所

4(2)と同様とする。

イ 交付期間

4(1)と同様とする。

郵送で交付を求める場合は、返信用封筒を同封の上、交付場所あて送付すること

。なお、福井県交流文化部スポーツ課ホームページからもダウンロードすることができる。

(2) 関係資料の閲覧

ア 閲覧場所

4(2)と同様とする。

イ 閲覧期間

4(1)と同様とする。

(3) 申請の費用

申請に際して必要となる費用は全て応募者の負担とする。

(4) この公告に掲げるもののほか、この募集に関し必要な事項は、募集要項等による。

(5) 問合せ先

〒910-8580

福井市大手3丁目17-1

福井県交流文化部スポーツ課スポーツ交流グループ

電話番号 0776-20-0746

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下

「法」という。) 第41条の規定による狩猟免許試験(以下「狩猟免許試験」という。)を実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)第51条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和2年11月10日

福井県知事 杉本 達治

1 狩猟免許試験の期日、時間、場所および申請期間

試験は、下記の会場で開催する。

試験日	時間	場所	定員	予約申請期間
第1回 令和3年2月23日(火・祝)	10時30分から 16時30分まで	サンボーム福井(管理会議棟) 福井ものづくりキャンパス 越前市瓜生町5-1-1	30名	令和2年11月20日(金)から 令和2年12月18日(金)まで
第2回 令和3年3月7日(日)	10時30分から 16時30分まで	リテラ若狭(若狭町中央公民館) 三方上中郡若狭町中央1-2	30名	※ 申請期間中であっても、 定員になり次第締め切りま す。

2 狩猟免許試験の内容

- (1) 適性試験(視力、聴力および運動能力)
- (2) 知識試験(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣に関する知識、猟具に関する知識および鳥獣の保護管理に関する知識)
- (3) 技能試験(猟具の取扱い、鳥獣の判別および距離の目測(第一種銃猟免許または第二種銃猟免許受験者に限る。))

3 狩猟免許試験の受験資格

試験を受けることができる者は、福井県内に住所を有する者で、法第40条第2号から第6号までのいずれにも該当しない者。ただし、網猟免許およびわな猟免許については18歳以上(試験日現在)の者、第一種銃猟免許および第二種銃猟免許については20歳以上(試験日現在)の者に限る。

4 受験等の手続

試験を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、必ず、自然環境課へ申請の予約申込みを行った後、狩猟免許申請書(以下「申請書」という。)にそれぞれ次に掲げるものを添付して、申請者の住所を管轄する各農林総合事務所林業・木材活用課、嶺南振興局林業水産部林業・木材活用課または嶺南振興局二州農林部林業水産課(以下これらを「鳥獣関係行政機関」という。)に提出すること。

なお、申請書の用紙は、自然環境課から配布する。

(1) 写真 1枚

(無帽、正面、上三分身および無背景の本人像を申請日前6か月以内に撮影したもので、大きさは縦3.0cm、横2.4cmとする。なお、裏面に氏名および撮影年月日を記入すること。)

(2) 猟銃・空気銃所持許可証の写し 1通

(申請者が銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合)

(3) 医師の診断書 1通

(申請者が法第40条第2号から第4号のいずれにも該当しないことを証するもので、申請日前6か月以内に診断されたもの。ただし、申請者が猟銃・空気銃所持許可証の写しを提出した場合、医師の診断書を提出する必要はない。)

(4) 返信用封筒 1通

(84円分の郵便切手を貼り、あて先として申請者本人の郵便番号、住所および氏名を記入したもの)

5 狩猟免許試験の手数料の納入

免許1種類につき5,200円(現に有効な狩猟免許を受けている者が、これと異なる種類の狩猟免許を受けようとする場合は、免許1種類につき3,900円)に相当する福井県収入証紙を申請書の所定欄に貼り付けること。

6 合格者の発表

試験の結果については、試験終了後受験者に郵送で可否を通知し、合格者には3月下旬に鳥獣関係行政機関を通じて狩猟免状を交付する。

7 その他

試験の結果については、合格発表の日から1か月間、福井県安全環境部自然環境課内において福井県個人情報保護条例(平成14年福井県条例第6号)第24条の規定による口頭による開示請求を行うことができる。開示する内容は、知識試験、技能試験の得点および適性試験の可否とする。
受験等の手続その他試験に関する問合せは、福井県安全環境部自然環境課(電話0776-20-0306)または次の表に掲げる鳥獣関係行政機関あてに行うこと。

名称	住所地	郵便番号	連絡先
福井県林総合事務所	福井市松本3丁目16-10	910-8555	0776(21) 8213
林業・木材活用課	福井合同庁舎		
坂井県林総合事務所	坂井市三国町水居17-45	913-8511	0776(81) 3223
林業・木材活用課	坂井合同庁舎		
奥越県林総合事務所	大野市友江11-10	912-0016	0779(65) 1492
林業・木材活用課	奥越合同庁舎		
丹南県林総合事務所	越前市上太田町41-5	915-0882	0778(23) 4961
林業・木材活用課	南越合同庁舎		
嶺南振興局林業水産部	小浜市遠敷1丁目101	917-0297	0770(56) 2218
林業・木材活用課	若狭合同庁舎		
嶺南振興局二州農林部	敦賀市中央町1丁目7-42	914-0811	0770(22) 0291
林業水産課	敦賀合同庁舎		

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年11月10日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 案件名

新型コロナウイルス感染症対策福祉施設備蓄用衛生・防護用品の購入(長寿福祉課)

(2) 調達する物品(以下「調達物品」という。)の名称および数量

入札説明書添付の仕様書のとおり

(3) 調達する物品の仕様等

入札説明書添付の仕様書のとおり

(4) 納入期限

令和3年1月29日(金)

(5) 納入場所

(旧)丹南健康福祉センター 武生福祉保健部庁舎(福井県越前市文京2丁目13-39)ほか別途県が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約(政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札の参加資格(以下「資格」という。)について別に知事が行う審査により認定を受けた者(この公告の日から開札までに資格の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。)で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる事前審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力を有すると認められる者であること。

(5) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税について未納のない者であること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその

支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、会計局会計課の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用し入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、会計局会計課の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課総務第三グループ(福井県庁6階)

電話 0776-20-0253

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(電子入札システムによる様式。なお、会計局会計課の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者(以下「紙入札者」という。)にあっては入札説明書に定める様式)に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関して福井県の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出期限

令和2年11月10日(火)から令和2年12月2日(水)16時まで(土、日曜日および休日を除く。)

(2) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア 電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書等の情報が、提出期間中に、会計局会計課が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

また、紙入札によりこの入札に参加しようとする者は、提出期間中に持参または郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、配達記録の残る書留郵便等を利用すること。

提出先は、4(1)と同様とする。

6 入札書および入札内訳書の提出方法、提出期限ならびに開札日時

(1) 入札書および入札内訳書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書および入札内訳書の提出期間

令和2年12月21日(月)8時30分から17時まで

令和2年12月22日(火)8時30分から16時まで

(3) 開札日時

令和2年12月23日(水)10時

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県庁6階入札室

7 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に関する契約の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県健康福祉部長寿福祉課(福井県庁3階)

電話 0776-20-0332

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

(7) 2に記載する、別に知事が行う入札参加資格申請の審査を申請する時期と場所

ア 申請の受付時期

福井県の休日を含め定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 0776-20-0253

1.1 Summary

(1) Nature and quantity of the object to be required

Purchase of sanitary and protective equipments to store at welfare facilities for COVID-19

(2) Date, time of bidding

8:30AM 21th December 2020 - 4:00PM 22th December 2020

(3) Period of contract

5:15PM 29th January 2021

(4) Place for delivery

The Old Tannan health and welfare center office of Takefu welfare health, department, 2-13-39, Bunkyo, Echizen city, Fukui prefecture

In addition, the place Fukui prefectural government designate

(5) Contact point for the notice

Senior citizen welfare division, department of health and welfare, Fukui prefectural government, 3-17-1, Ohte, Fukui city, Fukui prefecture, 910-8580 Japan

Tel 0776-20-0332

教育委員会告示

福井県教育委員会告示第14号

令和3年度福井県立高等学校入学者選抜実施要項（全日制の課程および定時制の課程）
令和3年度福井県立道守高等学校通信制の課程入学者選抜実施要項、令和3年度連携型
中高一貫教育校入学者選抜実施要項、令和3年度福井県立高等学校入学者選抜のための学
力検査等実施要項（全日制の課程および定時制の課程）ならびに令和3年度福井県立特別
支援学校の幼稚部および高等部の入学者選考実施要項を別冊のとおり定める。

令和2年11月10日

福井県教育委員会

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の
設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年11月10日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

(政党の支部)

(法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
令和2年9月29日	立憲民主党福井県第1区総支部	野田 富久	幸川 賢悟	福井市春山1-9-31	衆議院議員	○
令和2年10月8日	立憲民主党福井県第2区総支部	斉木 武志	鎌田 親彦	越前市片屋町58-11-1	衆議院議員	○

(その他の政治団体)

(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和2年9月24日	ふくいみらい政策委員会	堀川 秀樹	堀川 和子	福井市門前2-1213
令和2年10月1日	福井県神谷まさゆき後援会	角野 雅之	中静 美紀	福井市光陽4-11-22
令和2年10月8日	チェンジ勝山	松村 治門	戸川 隆	勝山市北郷町坂東鳥39-25

福井県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年11月10日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和2年6月30日	兵庫賢一後援会	早川 兼幸	代表者	早川 兼幸	永田 守
令和2年7月1日	自由民主党坂井支部	田中 哲治	主たる事務所の所在地 代表者	坂井市坂井町若宮28-9 田中 哲治	坂井市坂井町五本17-50 古川 亨

			会計責任者	古川 亨	堂越 茂規
令和2年 10月1日	日本農業政治連盟福井県支部	師田 泰伸	会計責任者	城木 和彦	北嶋 邦由

福井県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年11月10日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和2年9月11日	国民民主党福井県総支部連合会	斉木 武志
令和2年9月11日	国民民主党福井県第1区総支部	川畑 孝治
令和2年9月11日	国民民主党福井県第2区総支部	斉木 武志
令和2年9月14日	立憲民主党福井県第1区総支部	野田 富久
令和2年9月14日	立憲民主党福井県連合	野田 富久
令和2年9月30日	竹内貞美後援会	塚本 裕之
令和2年10月16日	新しい鯖江牧野百男後援会	牧野 正男

福井県選挙管理委員会告示第七十号

公職選挙法事務規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十一月十日

福井県選挙管理委員会 委員長 金井 亨

公職選挙法事務規程の一部を改正する告示

公職選挙法事務規程（昭和二十九年福井県選挙管理委員会告示第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表第二 一・二 (略)		別表第二 一・二 (略)	
三 老人ホーム		三 老人ホーム	
指定病院等名	指定病院等所在地	指定病院等名	指定病院等所在地
(略)	(略)	(略)	(略)
エレガント・セニール・ガーデン	(略)	エレガント・セニール・ガーデン	(略)
ケアハイツ芦原	(略)	グレースフルわかたけ	鯖江市本町二丁目二番十七号
(略)	(略)	ケアハイツ芦原	(略)
四・五 (略)	(略)	四・五 (略)	(略)

附則

この告示は、令和二年十一月十日から施行する。

令和二年十一月十日発

行

発行人 千九一〇一八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県